

平成23年4月22日

独立行政法人大学評価・学位授与機構長

平野眞一 様

「大学機関別選択評価実施大綱及び選択評価事項の改訂について（照会）」に対する意見

公立大学協会

会長職務代行者 / 副会長

江里健輔（山口県立大学長）

平成23年4月4日付の標記照会に対して、以下のとおり意見を提出いたします。

（意見）

公立大学協会は、これまで貴機構に対して、公立大学の活動に不可欠な要素である研究と地域貢献に関する評価を認証評価に明確に位置づけるよう意見を提出してきたところです。今回、「選択的評価事項 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」が「選択評価事項 B 地域貢献活動の状況」へと変更され、地域貢献についての評価がより明確に位置づけられたことについては、評価できるものと考えます。

しかし、依然として研究及び地域貢献に関する評価が認証評価本体の枠外にあることは、地方独立行政法人法（以下地独法とする）との関係で、課題を残していると考えます。

すなわち、公立大学法人の評価（「法人評価」）について、地独法の第七十九条で「認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。」と定められていますが、ここで言う「評価」が「認証評価」であることは、地独法制定の過程においても、総務省及び文部科学省に確認しているところであり、地独法で必須とされている研究評価が貴機関の実施する「認証評価」に含まれないことは、公立大学にとって適切でないと考えます。

以上